

令和5年1月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和5年1月16日 開会

令和5年1月16日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和 5 年 1 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

令和 5 年 1 月 1 6 日（月曜日）

午後 2 時 0 0 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

2 説明事項

（１）定年引上げ制度の導入に係る条例の制定及び改正について

3 その他

出席議員（１２名）

１番	三田地	久志君	２番	田中	尚君
３番	畠山	和英君	４番	阿部	吉衛君
５番	伊藤	清君	７番	千葉	泰彦君
８番	畠山	拓雄君	９番	長門	孝則君
１０番	豊間根	信君	１１番	黒沢	一成君
１２番	中村	勝明君	１３番	木村	誠君

欠席議員（１名）

６番 高橋 秀正君

説明のための出席者

事務局 長	松下 寛君
総務課 長	松橋 かおる君
施設課 長	田中 晋君
施設課主幹	坂本 好治君
消防 長	小林 達広君
消防次長兼総務課長	中村 光宏君
消防次長兼消防課長	畠山 毅君
指令課 長	三浦 正成君
消防課主幹	里舘 郁雄君

議会事務局出席者

書	記	関口 憲史
書	記	八重樫 健太朗

◎開 会

○議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（木村 誠君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長（田中 尚君） それでは、最初に本年もどうぞよろしくお願いしたいと思います。それでは、議会運営委員会での本日の組合議会臨時議会について審議結果をご報告いたします。

初めに議長が開会宣言を行います。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は5番、伊藤清議員、6番、高橋秀正議員にお願いをする予定でございます。本日、高橋秀正議員はまだお見えではないですが、出席というふうに向っておりますので、そのようにご報告させていただきます。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は本日1月16日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3の議案第1号、宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第4で、議案第2号、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第5で、議案第3号、宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第6で、議案第4号、宮古地区広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

以上、報告といたします。

○議長（木村 誠君） 議会運営委員長の報告がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはそれでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎定年引上げ制度の導入に係る条例の制定及び改正について

○議長（木村 誠君） 次に、説明事項の定年引上げ制度の導入に係る条例の制定及び改正について、事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） それでは、定年引上げ制度の導入に係る条例の制定及び改正について、座って説明させていただきます。

資料ナンバー１の、１ページをお開き願います。

１、要旨ですが、国家公務員の例に準じて、職員の定年を引き上げるとともに、地方公務員法の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。また、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして高齢者部分休業制度を実施しようとするものでございます。

２、実施時期は、令和５年４月１日でございます。

３、定年引上げの実施に伴う６０歳以上職員の取扱いですが、（１）定年年齢の段階的な引上げでございますが、①現行６０歳の定年年齢を段階的に引き上げ、最終的に令和１３年度から６５歳とするものでございます。②定年年齢の引き上げ期間中は、定年から６５歳までの職員について現行の再任用制度を暫定再任用として維持するものでございます。

（２）管理監督職上限年齢制の導入でございますが、組織の活力維持、新陳代謝の促進のため、管理職と給料表６級以上の非管理職の職員は、６０歳に達した日以後最初の４月１日までの間に給料表の５級以下の非管理職に降格させるものでございます。降格の対象となる職ですが、事務局では、局長、課長、主幹の職で、副主幹以下の職に降格させるもので、消防本部では、消防長、消防次長、課長、主幹、課長補佐、署長、副署長、分署長の職で、係長以下の職に降格させるものでございます。

（３）管理監督職上限年齢制の適用除外でございますが、６０歳に達し降格させるべき管理職について、他の職への異動により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる特別な事由に該当する場合、３年を上限として１年単位で引き続き同一の職のまま勤務させることができることとするものです。

次のページに移りまして、（４）６０歳に達した職員の給与ですが、①６０歳到達時に副主幹級以下の職員の給与は、給料表の号給に応じた給料月額に７割を乗じて得た額とするものでございます。②６０歳到達時に管理監督職で管理監督職上限年齢制の適用がある職員は、降格直前の給料月額に７割を乗じて得た額とするものでございます。③６０歳以上の職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととするものです。

（５）６０歳以上の職員の多様な職業生活設計の支援ですが、①６０歳に達した日以後定年前に退職した職員の退職手当は、定年退職した職員の退職手当との間に不利が生じないよう、当面、定年を理由とした退職と同等に算定するものでございます。②定年前再任用短時間勤務職員制を導入し、最長６５歳到達年度まで採用できるとするものでございます。③常勤職員の身分のまま、１週間当たりの勤務時間の２分の１を超えない範囲で、１５分を単位で休業ができる高齢者部分休業制度を導入しようとするものでございます。

次の降格イメージは、管理監督職上限年齢制の導入に伴うイメージ図で、３ページには、定年の段階的引き上げにかかるスケジュールを添付してございます。

２ページにお戻りいただきまして、２ページの下の方の４、定年引上げ制度の導入に伴い改正する条例案でございますけれども、１つ目、宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例では、定年年齢を６５歳とし、管理監督職上限年齢

制、暫定再任用制などを改正するもので、また、これまでの再任用に関する条例を廃止するものとなっております。

2つ目の、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例では、60歳に達した職員の給料などを改正するものとなっております。

3つ目の、宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例では、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係する条例について、所要の整備を行うものとなっております。

4つ目の、宮古地区広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例は、新たに制定するものでございます。

以上が、定年引上げ制度の導入に係る条例の制定及び改正についての概要でございます。

よろしくお願いします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 説明員は退席願います。

◎その他

○議長（木村 誠君） その他何かございませんか。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長（田中 尚君） 皆様のお手元にあると思いますけれども、個人情報の保護に関する条例の制定についての協議、この場を踏まえまして進めさせていただきたいと思います。座ったままで説明させていただきます。

これまで地方公共団体がそれぞれ条例で定めておりました個人情報保護制度は、国の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体の執行機関にも適用されることになりましたが、地方公共団体の議会については、適用対象外とされ、議会における個人情報の取り扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされております。

そのため、議会運営委員会では、これまで同様に当組合議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいては執行機関と差異が生じないように組合議会独自の条例を新たに制定したいと考えております。

つきましては、令和5年3月定例会において、議会の個人情報保護に関する条例の発議案を上程したいと考えておりますので、議員の皆様にはご理解をいただきたいと思います。

それでは、条例の制定について、ご説明いたします。

資料の1ページ目をご覧ください。

1から3は、法の改正についてですので、説明は省略させていただきます。

4の法改正に伴う議会への影響についてですが、先ほど申し上げましたとおり、地方公共団体の機関のうち、議会については、一部の規定を除き、基本的に個人情報の保護に関する法律の適用除外となっております。

各地方公共団体における現行の個人情報の保護に関する条例等では、議会は対象とされていることから、引き続き、共通ルールに沿った条例等を制定する必要があります。全国都道府県議会議長会において、総務省及び国の個人情報保護委員会と協議の上、地方公共団体議会で作成する条例イメージ（例）を提示しており、それをもとに全国的に地方公共団体の議会において、条例制定が行われています。

これを受けて、当組合議会におきましても、個人情報の保護に関する法律に準じ、宮古地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例を新たに制定しようとするものでございます。

2 ページ目の参考をご覧ください。

令和5年4月1日に施行予定の新個人情報保護法第2条第11項の2において、地方公共団体の機関について、議会を除くとされております。この理由についてでございますが、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外とされているものでございます。

次に6の宮古地区広域行政組合の個人情報保護制度について、説明いたします。現在、組合議会及び組合議会以外の執行機関については、宮古地区広域行政組合個人情報保護条例により、議会についても、この条例に基づき制度が執行されております。これが、令和5年4月1日から、組合議会、組合の執行機関において、それぞれ独自の個人情報の保護に関する条例を制定し、執行しようとするものでございます。

7の条例案についてであります。条例案を添付しておりますが、これは、全国都道府県議会議長会において示した条例イメージをもとに作成したものです。各地方公共団体の議会においても、このイメージをもとに条例を制定しておりますことから、当組合議会においても、これをもとに制定いたします。なお、議会で制定する条例の各規定の内容は、基本的には、執行機関側に適用される個人情報保護法の規定との調整を行います。

8の個人情報の対象についてですが、基本的には、組合議会の事務を所掌する事務局総務課が保有する個人情報を想定しております。なお、各議員が取得する個人情報は対象といたしません。

9の罰則についてですが、職員又は委託を受けた事業者等が正当な理由なく、個人情報等を提供した場合等の罰則（上限2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を設けるものとし、偽りその他不正の手段により、条例の規定に基づく個人情報の開示を受けた者に対する罰則（5万円以下の過料）を設けるものでございます。ここでいう委託を受けた事業者等とは、会議録を調製する委託業者などを想定するものでございます。罰則を設ける場合には、検察庁と協議をする必要があります。全国市議会議長会において、条例案の罰則の内容をすでに検察庁と協議をしておりますが、当議会におきましても、条例案の罰則について、盛岡地方検察庁と協議を行うこととなります。

最後に10の日程についてでございます。今月中に、盛岡地方検察庁との罰則協議のた

め条例案を送付いたします。令和５年３月定例会に発議案を上程及び審議、令和５年４月１日より条例施行とするものでございます。

説明は以上でございます。終わります。

○議長（木村 誠君） この件に関して何か質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○書記（関口憲史君） 事務局のほうから補足で説明をさせていただきます。

これにつきましては、皆様の市町村議会においても、今後条例を制定する必要があるかと思えます。全国的に地方公共団体の議会、都道府県議会であるとか市町村議会であるとか、一部事務組合の議会のほうで条例を制定するということで、制定済みのところも結構ございます。今回、議会運営委員会のほうに審議をお願いし、今回、全協で説明させていただきました。皆様の議会のほうでは、まだお話がないかもしれませんが、今回出しましたのは、盛岡地方検察庁に罰則協議をする必要がございます。罰則協議につきましては、各自治体であるとか各自治体の議会から罰則協議が同じように送られるために、罰則協議が終わるまでに時間がかかります。なので、今回先に出させていただきます。

資料ナンバー２の２ページ目の６をご覧いただきたいのですが、組合議会、組合執行機関と書いていますけれども、ここは組合と書いてありますけれども、市町村議会と市町村の執行機関と同じ内容になってございます。令和４年度までということで、各自治体で定めている個人情報保護条例というものがあります。この中で議会を含むということに今まではなっておりました。ところが、これが令和５年４月１日で廃止をすることになり、新たに令和５年度から令和５年４月１日から執行機関のほうでの個人情報の保護に関する法律施行条例というものがあり、ここには議会は属さないということになります。と言いますのも、国のほうで個人情報保護法において、先ほど言いましたように、議会を除くとなっているために、今まで一つの条例で議会と執行機関、個人情報保護制度としていたものが、それぞれ別々になるということなので、新たに議会の個人情報の保護に関する条例を制定しなければ、組合議会の個人情報の保護制度が守られない部分もありますし、情報開示請求等で出された場合に開示できないということになるために今回制定する必要となったものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） この件に関して何か質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） それでは、条例の制定について議会運営委員長の説明のとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） そのとおり進めることといたします。

他に何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（木村 誠君） ないようですので、以上をもちまして議員全員協議会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 0 分閉会
